

番号	1 ①
項目	すべての学校事務職員、臨時の任用職員・任期付任用職員の賃金を大幅に改善すること。
(回答)	
	<p>勤務労働条件の改善につきましては、臨時の任用職員の制度を、令和2年4月1日より、市全体で日額が廃止となり月額となることに伴い、いわゆる日額臨任につきましては月額化するとともに、常勤職員との均衡を考慮し、基本的に常勤職員と同様の勤務条件制度とさせていただいたところです。</p> <p>ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	1 ②
項目	再任用学校事務職員の期末勤勉手当の支給率を本務職員と同等にすること。また、扶養手当・住居手当を支給すること。
(回答) ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	2①
項目	学校事務職員の休暇制度を、教育職員と同様の制度とすること。
(回答) ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	2②
項目	昇格制度の基準を明らかにし、公正な選考を実施すること。
(回答)	
	昇格につきましては、2級への昇格は1級在級5年以上、3級への昇格は2級在級6年以上の内、人事委員会が実施する選考に合格することとし、昇格選考実施要綱に基づいて実施しております。
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2③
項目	「パワーハラスメント」防止措置を講じ使用者責任を果たすこと。
(回答)	
	<p>パワー・ハラスメントにつきましては、職員の尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるばかりでなく、職場秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しており、平成 29 年 1 月に、「学校園におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「同運用の手引き」を策定し、校園長に対して、教職員へ周知徹底並びに、パワー・ハラスメントのない、より良い職場環境の形成の取組を一層推進するよう通知し、併せて教職員向けにハラスメントの相談を受ける窓口を設置しております。</p> <p>また、令和 2 年 10 月に国からパワー・ハラスメントを防止するための措置について適切に対応するよう要請されていることを受け、大阪市職員基本条例に懲戒処分の対象となる非違行為の類型としてパワー・ハラスメントを定め、「服務監察だより」で周知しております。</p> <p>今後とも、お互いの人権が守られ、相互に理解し合える職場環境づくりに努めて参ります。</p>
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 ⑯
項目	再任用短時間（義務制）の学校事務職員にも定期健康診断を実施すること。
(回答)	
教職員の定期健康診断につきましては、労働安全衛生法並びに学校保健安全法に基づき実施しております。市教委におきましては、週 20 時間勤務以上かつ通年勤務の教職員までを対象者とし、実施させていただいております。	
加えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく胸部エックス線検査におきましては、教職員の勤務時間数等に関わらず受診できる体制をとらせていただいているところです。	
市職員の定期健康診断は週 30 時間勤務以上かつ通年勤務の職員を対象としているのに対し、市教委では対象者を拡充して実施しており、本市の財政状況ではこれ以上の拡充は難しい現状です。ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。	
担当	大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当